

九重町農業委員会が新体制で スタートしました

会長就任にあたってのご挨拶



会長 手島 政弘

新緑の候、皆様にはご清祥のことと存じます。

4月1日に行われました九重町農業委員会臨時総会にて、農業委員会の会長職を拝命いたしましたので一言ご挨拶申し上げます。

この度、任期満了に伴う農業委員会の改選により新たな農業委員・農地利用最適化推進委員が選出され、新体制にて今後の農業委員会が運営されることとなりました。

近年の農業をとりまく情勢としましては、県内における農業経営体数は4分の1弱減少しており、後継者不足、遊休農地対策等様々な問題に直面しており非常に厳しい状況であります。また、担い手の確保・育成、農地の集積省力化や低コスト化等が喫緊の課題となっています。これらの問題を少しでも解消できるように、農業委員会の活動を通して担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消などを図り、九重町における農業の活性化を目指していく所存でございます。

九重町の農業を守り育てていくために、農業委員11名・農地利用最適化推進委員12名が一人丸となり尽力してまいりますので、町民皆様のご協力を賜りますようお願いいたしまして、会長就任の挨拶に代えさせていただきます。

農業委員・農地利用最適化推進委員一覧

農業委員		農地利用最適化推進委員		
氏 名	行政区	氏 名	行政区	行政区
穴 井 勲	栗 原	多 田 貫 緑	野 倉	東 飯 田 ①
矢 方 盛 士	中 村 中 二	森 眞 一	上 旦	東 飯 田 ②
小 田 稲次郎	梶 屋	野 田 政 春	書 曲 一	東 飯 田 ③
佐々木 清 和	猪 牟 田	森 義 美	後 野 上	野 上 ①
佐々木 洋 子	後 辻	佐 藤 進太郎	滝 上	野 上 ②
矢 幡 陽 子	寺 田	高 橋 賢 至	中 央 二	野 上 ③
佐 藤 栄 一	川 下 北	熊 谷 厚 己	日 向 上	飯 田 ①
田 吹 博 史	川 東 上	田 中 卓一郎	無 田 上	飯 田 ②
仲 摩 茂 敏	下 旦 二	時 松 美智雄	下 畑	飯 田 ③
飯 田 祥治朗	湯 沢	佐 藤 暁 史	相 狭 間	南 山 田 ①
手 島 政 弘	南 区	佐 藤 勉	川 東 上	南 山 田 ②
		田 吹 正 利	田 中	南 山 田 ③

▶ 活動内容 農業委員：農地の権利移動・転用などに関する許認可審議業務と推進委員の行う現場活動の連携活動業務などを行います。

推進委員：担当地区においての現場活動（担い手への農地集積・集約化の推進活動、耕作放棄地の発生防止・解消の推進活動など）を行います。

▶ 任 期 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間



お問い合わせ 農業委員会 ☎ 76-3805

未就学児の国民健康保険税の減額について（令和4年度より）

●お問い合わせ 税務課 ☎76-3803

国民健康保険法施行令の改正により、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、令和4年度から未就学児の保険税の「均等割額」について5割を減額します。

所得の基準による保険税の軽減措置に該当する世帯の場合は、その適用後の均等割額を更に5割減額しますので、例えば7割軽減世帯の未就学児の方は、残りの3割について5割を減額するため、合わせて8.5割の軽減になります。

なお、軽減を受けるための申請は不要です。

所得軽減措置世帯	所得軽減措置	所得軽減措置＋未就学児減額
軽減なし世帯	軽減なし（33,500円）	5割軽減（16,750円）
2割軽減世帯	2割軽減（26,800円）	6割軽減（13,400円）
5割軽減世帯	5割軽減（16,750円）	7.5割軽減（8,375円）
7割軽減世帯	7割軽減（10,050円）	8.5割軽減（5,025円）

※表中の税額は医療費給付費分と後期高齢者支援分の均等割合計額です

※100円未満の金額については端数調整されます

対象者

令和5年3月31日時点で0～6歳の被保険者の方

（令和4年度においては平成28年4月2日以降生まれの方）

課税限度額の引き上げについて（令和4年度より）

●お問い合わせ 税務課 ☎76-3803

地方税法施行令の改正により、これまで医療分の課税限度額は63万円から65万円に、後期分の課税限度額は19万円から20万円にそれぞれ引き上げられます。

なお、介護分の課税限度額は17万円のまま据え置かれますが、40歳から64歳の方で最大102万円の課税額となります。

区 分	令和3年度課税限度額	令和4年度課税限度額
医 療 費 給 付 分	630,000円	650,000円
後期高齢者支援分	190,000円	200,000円
介 護 納 付 分	170,000円	170,000円
合 計	990,000円	1,020,000円

令和4年度の後期高齢者医療保険料について

●お問い合わせ 税務課 ☎76-3803

大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771



令和4年度の後期高齢者医療保険料率

令和4年度の後期高齢者医療保険料率は下記のとおりです。

令和4年度	均等割額	所得割率	賦課限度額
	53,600 円	10.32%	66 万円



保険料の計算方法（令和4年度）

負担していただく保険料額は、被保険者全員が等しく負担する①均等割額と、所得に応じて負担する②所得割額を合計して個人単位で計算されます。

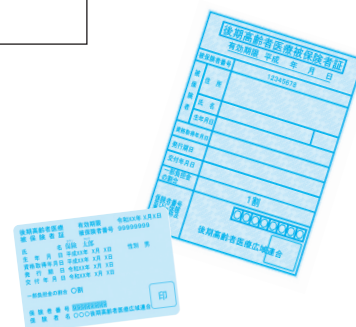
年間保険料 上限 66 万円	=	①均等割額 53,600 円	+	②所得割額 前年所得（※）×10.32%
-------------------	---	-------------------	---	-------------------------

※前年所得とは、前年の総所得金額等から基礎控除額を差し引いた金額となります。

▶ 均等割額の軽減について

●世帯の状況に応じて下記のとおり均等割が軽減されます。

軽減割合	軽減判定所得（世帯主及び世帯の被保険者の総所得金額等の合計）が下記に該当する世帯
7 割	「基礎控除額（43 万円） + 10 万円 × { 年金・給与所得者数 - 1 }」を越えない世帯
5 割	「基礎控除額（43 万円）+ 28.5 万円 × 世帯の被保険者数 + 10 万円 × { 年金・給与所得者数 - 1 }」を越えない世帯
2 割	「基礎控除額（43 万円）+ 52 万円 × 世帯の被保険者数 + 10 万円 × { 年金・給与所得者数 - 1 }」を越えない世帯



5月は「民生委員・児童委員」強化月間です

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎76-3821

5月12日は、民生委員・児童委員の活動を地域の皆様に知っていただくため、全国民生委員児童委員連合会が定めた「民生委員・児童委員の日」です。

九重町には、37名の民生委員・児童委員と子どものことを専門に担当し活動する主任児童委員が4名います。任期は3年間で令和4年11月30日までとなっており、本年度は一斉改選の年となっています。地域の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。



民生委員・児童委員のマーク

幸せのめばえを示す四つ葉のクローバーをバックに、民生委員の「み」の文字と児童委員を示す双葉を組み合わせ、平和のシンボルの鳩をかたどって、愛情と奉仕を表しています。

新型コロナウイルスワクチン3回目接種、小児接種のご案内

●お問い合わせ 新型コロナウイルスワクチン接種対策室 ☎76-3870 (健康福祉課)

12歳以上（3回目）接種医療機関 予約受付中

医療機関名	実施期間	曜 日	時 間
矢 原 医 院	5月19日～6月2日	月、火、木	午後2時～午後3時30分
友 成 医 院	5月16日～6月3日	月、水、金 ※5/27は除く	午後2時30分～午後3時30分
井 上 医 院	5月16日～6月3日	月、火、水、金 ※5/24、27は除く	午後2時30分～午後4時
飯田高原診療所	5月17日～6月3日	火、水、木、金 ※18歳以上のみ	午前10時～正午

※ワクチンの種類はすべてファイザーの予定です。
※1・2回目の接種についてはお問い合わせください。

小児接種の医療機関 予約受付中

医療機関名	1 回目日程	2 回目日程	時 間
友 成 医 院	6月6日 (月)	6月27日 (月)	午後3時～ 午後3時30分
	6月8日 (水)	6月29日 (水)	

※ワクチンの種類は小児用ファイザーです。
※小児用（5歳～11歳）ワクチンは2回接種します。予約は1回目2回目セットです。
どちらの日程も接種できる日をお選びください。

- ▶医療機関への予約の問い合わせは業務に差し支えますのでお控えください。
- ▶ワクチンの種類は国の配分によって変更になることがあります。
- ▶予約はWEB (<http://jump.mrso.jp/444618/>) またはお問い合わせ先までお電話ください。
(飯田高原診療所は電話予約のみとなります。)
- ▶ワクチンは強制ではありません。新型コロナワクチンの接種は、接種を受けることの効果と副反応等について、理解の上、自らの意思で受けていただくことになります。



▲九重町HP

『認知症 支える人の和 地域の輪』

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎76-3821
九重町地域包括支援センター ☎76-3863

「認知症」は、いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなり様々な障害がおこることで、生活に支障をきたすようになった状態です。原因となる病気はいくつかありますが、誰にも起こりうる身近な病気です。

今回は、九重町で行っている認知症に関する相談窓口と、認知症の方やその家族がつながり交流できる場を紹介します。



ものわすれ相談室 ～一人で悩まず相談してみませんか？～

ものの忘れが気になる、認知症にならないか心配、介護に不安がある…などご自身やご家族のものの忘れに関するご相談を個別でお受けします。些細なことでも構いません。心配なことを専門の相談員にお話してみませんか？

※予約も受け付けておりますので、希望する方は事前にご連絡ください。

- 費用 無料
- 相談員 認知症地域支援推進員

【相談日の日程】

会 場		日 程	時 間
野上公民館	会議室1	6/7、8/2、10/4、12/6、2/7	午後2時～3時30分
東飯田公民館	会議室2	6/1、8/3、10/5、12/7、2/1	午後2時～3時30分
飯田公民館	小会議室	7/7、9/1、11/10、1/5、3/2	午前10時～11時30分
南山田公民館	会議室2	7/1、9/2、11/4、1/6、3/3	午前10時～11時30分



オレンジカフェのがみのお知らせ

オレンジカフェとは、認知症の人とその家族、地域の人、専門職など、誰でも気軽に参加できる場所です。コーヒーやお茶を飲みながらお話したり、ゆっくりした時間を一緒に過ごしませんか。どなたでも気軽にお立ち寄りください。

また、オレンジカフェではボランティアの方も募集しています。ご興味のある方は九重町地域包括支援センターまでお問い合わせください。

- と き 毎月第3火曜日 午後2時～3時30分（※事前申込み不要です）
- ところ 野上公民館
- 参加費 100円（飲み物とお菓子代）



令和4年度総合健診が6月からはじまります！

●お問い合わせ【健康保険証・受診券】住民課 ☎76-3802
 【がん検診・託児】保健福祉センター ☎76-3838
 【75歳以上の方】大分県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎097-534-1771

受診方法

	集団（巡回）健診	施設健診	個別健診
受診場所	町での健診（各地区会場）	厚生連健康管理センター （鶴見病院そば）	医療機関
実施期間	令和4年11月22日まで	令和5年2月末まで	令和5年3月末まで
申込方法	申込がお済でない方で希望する方は保健福祉センターへ予約（☎76-3838）	●大分県厚生連健康管理センターへ直接予約 （☎0977-23-7112） ●JAを通じて予約	受診券（5月に発送）に同封の医療機関一覧名簿、または九重町HPより医療機関を選び、直接受診 ※がん検診費用の助成はありません。

集団（巡回）健診日程

【受付時間】8:30～10:30

日程		乳エコー・託児	会場	日程		乳エコー・託児	会場
6月	2日（木）		飯田地区体育館	6月	29日（水）		保健福祉センター
	3日（金）		泉水コミュニティセンター		30日（木）		
	6日（月）		東飯田地区体育館	9月	30日（金）		
	7日（火）			10月	2日（日）	あり※	
	16日（木）	あり※	保健福祉センター	11月	20日（日）	あり※	
	17日（金）				21日（月）		
	22日（水）		22日（火）				
	23日（木）	あり※	南山田公民館				
	24日（金）						

▶希望調査票・電話等で申込済の方 健診日の10日前までに、問診票等健診セットをお送りします。

▶申込がお済でない方 完全予約制です。受診を希望する場合は保健福祉センターまでご相談ください。

●乳がん検診 39歳以下対象の乳房超音波検査（乳エコー）は予約優先です。
 1週間前までに保健福祉センターまでお申し込みください。

●託児（※） 2週間前までに保健福祉センターへお申込み下さい。

先着3名です！

●75歳以上の方・病院に通院されている方

かかりつけの医療機関でも個人負担金なしで血液検査等が受けられる場合がありますので、電話でお問い合わせの上、5月頃発送の受診券（75歳以上の方はハガキ）をもって受診してください。

【九重町で受診券が使える医療機関】●矢原医院（☎77-6121） ●友成医院（☎78-8811）



新型コロナウイルス感染症の状況や悪天候によっては健診を中止する場合があります。
 中止の際は、無線・データ放送や、ケーブルテレビで随時お知らせします。

“栄養教室”で健康づくりについて一緒に学びませんか？

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎76-3838

食生活や健康づくりについての講義、調理実習を通して、生きることの基本「食べること」を一緒に学びませんか。

- ▶ 期 間 令和4年7月～令和5年2月（全7回）
時間はいずれも、午前9時30分～午後2時
- ▶ 内 容 食生活や健康づくりについての講義、調理実習など
- ▶ 対 象 者 ①と②のいずれにも該当する方
①九重町在住の方
②教室修了後、食生活改善推進協議会に入会し、
地域の健康づくりに活動していただける方
※受講者の性別は問いません
- ▶ 募集人数 25名
- ▶ 応募締切 6月20日（月）まで



食生活改善推進協議会とは

子どもから高齢者まで、食を通した健康づくりを家庭や地域に広める活動をしています。

玖珠清掃センターへの持ち込みについて

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎76-3838

玖珠清掃センターに直接持ち込みを行う場合は、重量に応じて一般廃棄物処理手数料が発生します。また、町指定ごみ袋に入れて持ち込みをしても手数料は発生しますのでご注意ください。

- 持込期間 月曜日～金曜日 午前8時30分～12時00分、午後1時00分～4時00分
土曜日 午前8時30分～11時30分
※祝日も業務を行っていますが、日曜日と12月31日、1月1日～3日は休みです。

●処理手数料

排出量	一時的に多量の一般廃棄物を搬出し、 その処理を組合に委託したとき		事業活動に伴って生じた一般廃棄物で、 その処理を組合に委託したとき	
0.1 トン未満	1 回	620 円	1 回	1,250 円
0.1 トン以上～0.2 トン未満	1 回	830 円	1 回	1,670 円
0.2 トン以上～0.3 トン未満	1 回	1,040 円	1 回	2,090 円
0.3 トン以上～0.4 トン未満	1 回	1,250 円	1 回	2,510 円
0.4 トン以上～0.5 トン未満	1 回	1,460 円	1 回	2,930 円
0.5 トン以上～0.6 トン未満	1 回	1,670 円	1 回	3,350 円
0.6 トン以上～0.7 トン未満	1 回	1,880 円	1 回	3,770 円
0.7 トン以上～0.8 トン未満	1 回	2,090 円	1 回	4,190 円
0.8 トン以上～0.9 トン未満	1 回	2,300 円	1 回	4,610 円
0.9 トン以上～1.0 トン未満	1 回	2,510 円	1 回	5,020 円
1.0 トン以上～2.0 トン未満	1 回	2,720 円	1 回	5,440 円
2.0 トン以上は1 トンごとに	1 回	2,720 円加算	1 回	5,440 円加算

※玖珠清掃センターに持ち込みのできない廃棄物がありますので、詳しくは人権・健康・環境カレンダー
“9月号”のページをご覧ください。

※広報ここのえ4月号7ページ「ごみの収集日及び分別等にご注意ください」にて持ち込み先を「玖珠環境センター」と表記していましたが、正しくは「玖珠清掃センター」です。訂正してお詫びいたします。

プリンセスリーフを栽培しませんか

●お問い合わせ 農林課 ☎76-3804

遊休ハウス等を活用してプリンセスリーフ（ハボタン）を栽培してみませんか。

令和4年度は町の事業としてハボタンの生産に必要な種子・資材購入費の補助を行います。

また、九重町在住の農業者を対象に、ハボタンの栽培に関する講習会を実施します。

講習会

●日 時 6月9日（木）夕方

●場 所 九重町役場会議室

●申込期限 6月7日（火）17時

※日時、場所の詳細については申込者に直接ご連絡します。



◀まちの事業紹介
(30ページに掲載)



ハウスで野菜・花きを作りませんか

●お問い合わせ 農林課 ☎76-3804

高齢者や新規就農者で野菜や花きの生産を行う町民を対象に、小規模ハウスの導入を行い九重町の農業生産の向上を図っています。

生きいきチャレンジハウス導入事業

●対象者 65歳以上の方
(認定農業者を除く)
(令和4年4月1日時点)
または新規就農者

●対象作物 販売向けに生産をする園芸作物

●対象ハウス 180㎡以下のハウス

※ハウス完成後は、ハウス（園芸）施設の農業共済又は建物更生共済に加入する必要があります。65歳以上の方（令和4年4月1日時点）については、施工を業者に依頼した場合、400円/㎡の補助があります。

●申込期限
6月20日（月）



◀まちの事業紹介
(30ページに掲載)

九重町奨学金返還支援制度 ～玖珠郡育英会を活用している人の返還を支援します～

●お問い合わせ 教育振興課 ☎76-3812

将来を担う若者の九重町内への定住促進、教育、医療、介護、獣医などの人材確保を目的に、公益財団法人玖珠郡育英会の奨学金の貸与を受け、一定の条件を満たす者に対して、奨学金の返還を支援するものです。

応募対象

補助金の対象者は令和2年度より新たに玖珠郡育英会奨学金の返還を行っている奨学生で、次のいずれかの要件を満たすことが必要になります。

- (1) 職業を問わず、町内に居住、県内に就業していること（国及び地方公共団体職員は除く）
- (2) 町内出身の教員で、県内に居住・就業していること（将来町内の小中学校で10年以上勤務を希望する者）
- (3) 看護師・介護士で県内に居住し、町内に就業する者（4）獣医師で県内に居住し町内の畜産振興に寄与する者

助成内容

補助対象額：返還する奨学金の年返還額とし、最大、返還総額の1/10。補助対象期間は最長10年。

手続き

事前に問い合わせいただき、申請用紙に次に掲げる書類を添付して提出してください。

手続に必要な
添付書類

- ①就労証明書 ②住民票の写し
- ③奨学金の貸与金額、貸与期間、返還年額、返還計画を証明できるもの
- ④公益財団法人玖珠郡育英会への個人情報提供同意書
- ⑤九重町暴力団排除条例による誓約書⑥教員については、町内勤務希望確認書

●受付期間 毎年4月1日～8月31日

●その他 その他詳細につきましてはお問い合わせ先までご連絡ください。

マイナンバーカードを自宅で受け取ることができるようになりました

●お問い合わせ 住民課 ☎76-3802

申請時に本人が役場で手続きをすれば、後日ご自宅へ郵送（簡易書留等）でマイナンバーカードを送付します。

申請に必要な書類

- 顔写真（縦4.5cm×横3.5cm）
※役場で撮影することもできます（無料）
- 通知カード
（なくされている場合は紛失届の提出が必要です）
- 本人確認書類
 - ①通知カードありの場合→Aを1点又はBを2点
 - ②通知カードなしの場合→Aを2点又はAとBから1点ずつ



A	【顔写真付きの公的身分証明書】 運転免許証、住民基本台帳カード パスポート、身体障害者手帳 など
B	【氏名・生年月日又は住所が記載されたもの】 健康保険証、介護保険証、国民年金手帳、 子ども医療受給者証 など

＜ 注 意 点 ＞

- 申請ができるのは本人のみです。
代理人による申請の場合は、郵送でのカード受け取りはできません。
- 申請者が15歳未満の方及び成年被後見人の方は、法定代理人（親権者、成年後見人）の方の同行が必ず必要です。また、法定代理人であることの証明及び本人確認書類が必要です。
- 本人確認書類が足りない場合や、郵便でのお受け取りができない場合などは、役場窓口でのお受け取りとなります。
- ※その他、ご不明な点等ありましたら、お問い合わせ先までご連絡ください。

時間外窓口を開設しています（要予約）

6月の開設予定日		
平日	6月7日（火） 6月23日（木）	午後5時～ 午後7時
休日	6月4日（土） 6月26日（日） ※6月19日から変更	午前9時～ 正午



マイナンバーカード申請受付中



5月31日は“世界禁煙デー”

5月31日～6月6日は“禁煙週間”です～

今年のテーマ

『たばこの健康影響を知ろう！
～若者への健康影響について～』

喫煙は肺がんや新型コロナウイルス感染症の重症化リスクを高めます。九重町は県内でも喫煙習慣のある人が多いことが分かっています（特に男性）。禁煙と肺がん検診で健康な肺を保ち、受動喫煙のない社会を目指しましょう！

町づくり会議委員募集！

●お問い合わせ 企画調整課 ☎76-3807

九重町では町民のみなさんが主役のまちづくりを進めています。そこで、町の課題や計画等について議論をしていただく「町民が考える九重町づくり会議」の委員を募集します。

対象は18歳以上で、町政に対する積極的な参加意識があり、町づくりに対する意欲がある方です。

幅広い世代からの積極的なお申込みをお待ちしています。

- 募集人員 6名以内
- 申込期限 6月10日（金）まで
- 任 期 令和6年3月31日まで
- テ ー マ 「町づくりについて」
- 申 込 み 企画調整課（役場2階）
田舎暮らし応援グループまで